

入札公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき公告する。

令和4年1月19日

伊賀市長 岡 本 栄

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約番号 2021001588
- (2) 工事名 青山支所及び阿保地区市民センター解体工事
- (3) 工事場所 伊賀市 阿保 地内
- (4) 工事概要 青山支所及び阿保地区市民センターの解体工事を行う。
  - ・建物用途 青山支所及び阿保地区市民センター
  - ・敷地面積 7514.29 m<sup>2</sup>
  - ・青山支所 鉄筋コンクリート造 地上3階建、PH階、地下1階 3769.56 m<sup>2</sup>
  - ・その他棟 鉄筋コンクリート造 地上1階建、PH階 129.75 m<sup>2</sup>
  - ・阿保地区市民センター 木造 地上2階建 154.00 m<sup>2</sup>
- (5) 工事期間 本契約日の翌日から 令和4年9月30日まで
- (6) 予定価格（税込） 177,100,000 円
- (7) 最低制限価格 設定 無
- (8) 調査基準価格 設定 有

※本公告は、伊賀市解体工事履行確認調査試行要領の適用対象とし、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、解体工事履行確認調査を実施します。

※調査対象者に対しては、伊賀市解体工事履行確認調査試行要領第6条第2項各号に掲げる資料を3部作成し、原則として開札日の翌日から起算して3日以内（伊賀市の休日を定める条例に規定する休日を除く）に提出を求めるものとする。

※解体工事履行確認調査を辞退する場合は、伊賀市解体工事履行確認調査試行要領第5条第2項に規定する履行確認調査辞退届（様式第1号）を、入札書に同封すること。

- (9) 工事担当課 建設部 建築課

2 参加資格に関する事項

公告日現在、伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の解体工事に登録されている者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告から入札までの期間において、伊賀市又は三重県で指名停止等を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 建設業法等法令、規則等に違反していない者
- (6) 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。  
本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者とする。
  - ア 本工事の設計業務の受託者
  - イ 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者
    - (ア) 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者
    - (イ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該3保険を「社会保険等」という。）。)
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による解体工事について特定建設業の許可を受けた者
- (9) 経営規模等評価結果通知書の審査基準日が令和2年7月31日以降の者
- (10) 伊賀市内に本店を有する者
- (11) 基準日が令和2年7月31日以降の経営規模等評価結果通知書における解体工事の平均完成工事高が25,000,000円以上の者、又は国、特殊法人等又は地方公共団体発注の、平成18年度以降完成の元請（企業体の場合は構成員でも可）として請負金額が1件当たり17,500,000円以上の解体工事（解体の工事費が対象であり、新営工事及び改修工事費等は含まない）の施工実績を有する者（ただし、企業体の実績は出資比率分とする）（※履行が確認できる証明書等により民間実績も認めることがあります。）
- (12) 本件工事に、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による監理技術者で、且つ、国、特殊法人等又は地方公共団体発注の解体工事において、元請で単独又は企業体の構成員として、主任技術者又は監理技術者の施工経験を有する者を専任で配置できる者（監理技術者有資格者として現場代理人の経歴を有する者の配置は可とする）
- (13) 本件工事に、伊賀市建設工事標準請負契約約款第10条に規定する現場代理人を常駐

配置できる者

### 3 入札参加資格確認申請書及び設計図書等

#### (1) 提出書類

- ア 伊賀市一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 履行実績書（施工実績により申請を行う者のみ）
- ウ 社会保険等の加入状況が分かるもの（次の（ア）又は（イ）の書類を提出すること）
  - （ア） 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（ただし、審査基準日より1年7か月以内の最新のもの）
  - （イ） （ア）において社会保険等加入の有無欄のいずれかが「無」になっている者で、経営事項審査受審後に加入した者は、（ア）の書類に加えて加入したことが分かる書類の写し

#### (2) 提出書類の受付

- ア 受付期間 令和4年1月19日（水）から令和4年1月25日（火）まで  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）
- イ 受付場所 〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所4階  
伊賀市総務部契約監理課
- ウ 提出方法 持参又は郵便（一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による）により提出。

#### (3) 設計図書等の閲覧

- ア 閲覧期間 令和4年1月19日（水）から令和4年2月7日（月）まで
- イ 閲覧場所 伊賀市ホームページに掲載する。

#### (4) 設計図書に対する質問

- ア 提出期間 令和4年1月19日（水）から令和4年1月25日（火）まで  
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）
- イ 提出場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所4階  
伊賀市総務部契約監理課
- ウ 提出方法 書面を持参又は郵便（一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による）により提出。

#### (5) 設計図書に対する回答

- ア 供覧期間 令和4年1月27日（木）から令和4年2月7日（月）まで
- イ 供覧場所 伊賀市総務部契約監理課前掲示板及び伊賀市ホームページ

### 4 入札参加資格の決定

#### (1) 入札参加者の決定

提出された申請書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格有無の通知

令和4年1月27日(木)

(3) 参加資格有無について

一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(4) 資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領(平成19年伊賀市告示第256号)第4条に規定する苦情申立書(様式第1号)により否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 一般競争入札資格確認通知書にて通知を受けた日から起算して5日以内の午前9時から午後4時30分まで  
(閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所4階  
伊賀市総務部契約監理課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

(5) 入札の中止又は延期

伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項に該当する場合は、入札を中止又は延期する場合がある。

5 工事費内訳書の提出

入札執行時に工事費内訳書の提出を求める。なお、提出のない者は入札に参加できない。

(1) 工事費内訳書について次のとおり求める。

表紙及びNo.1、2、15

6 入札保証金及び契約保証金の納付

入札保証金は、これを免除する。

契約保証金は、伊賀市会計規則第99条の規定による。

7 入札及び開札の執行

(1) 入札及び開札

ア 入札(開札)日時 令和4年2月8日(火) 午前10時00分

イ 入札(開札)場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所4階  
会議室401

ウ 入札方法 郵便による入札(一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれか)

エ 入札書到着期限 令和4年2月7日(月) 必着

オ 提出場所 〒518-8799 日本郵便株式会社三重上野郵便局留  
伊賀市役所 総務部契約監理課 行

カ 入札回数 1回を限度とする。

- (2) 談合情報があったときは、入札を中止するか、入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減じることがある。

8 入札の無効

伊賀市会計規則第81条の規定に該当する入札は、無効とする。

9 支払条件

- (1) 前払金：有（伊賀市会計規則第43条の規定による）  
(2) 中間前払金：有（伊賀市会計規則第44条の規定による）

10 その他

- (1) 本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。  
(2) 資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。  
(3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。  
(4) 次の納税証明書等(入札日から起算して6か月以内のものに限る。)の提示がないと、当該入札には参加できない。

ア すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

- (5) 技術者等の配置の項目に関する資格審査は事後審査を実施するため、落札候補者となった者は通知を受けた日の翌日の午後4時30分までに配置予定技術者届出書（工事・事後審査用）を提出すること。  
(6) この入札による工事請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、伊賀市議会の議決を得た日から本契約の効力が生じる。（議決までの間は仮契約とする。）  
(7) 本公告に関する問い合わせ先  
伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所4階  
伊賀市総務部契約監理課  
電話 0595-22-9810